豊川市本庁舎等整備基本構想・基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、豊川市本庁舎等整備基本構想(以下「基本構想」という。) 及び豊川市本庁舎等整備基本計画(以下「基本計画」という。)の策定に関する事項について、検討及び協議するため、豊川市本庁舎等整備基本構想・基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置し、その事務について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、基本構想及び基本計画の策定に関する事項について、検討 及び協議を行い、基本構想案及び基本計画案を市長に提出するものとする。 (組織)
- 第3条 委員会は、委員11人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 各種団体を代表する者
 - (3) 公募による市民
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
- 3 やむを得ない理由により委員会の会議に出席できない前項第2号の委員は、 あらかじめ委任状を提出し、又は委員長の許可を得て代理人を出席させるこ とができる。
- 4 第1項に規定するほか、市長が必要と認める者をオブザーバーとして委嘱 することができる。

(任期)

- 第4条 委員の任期は、市長が委嘱した日から基本計画の案を市長に提出する 日までとする。
- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員長及び副委員長)
- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表するとともに、委員会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 会議は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の 決するところによる。

(作業部会)

- 第7条 委員会における所掌事務について、専門的事項の検討、調査及び研究 を行わさせるため、作業部会を置く。
- 2 作業部会の構成員は、別に定める。
- 3 作業部会の運営に必要な事項は、別に定める。

(意見等の聴取)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、財務部財産管理課において処理するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、 委員長が委員会に諮って定める。

附則

- この要綱は、令和5年4月10日から施行する。
- この要綱は、令和5年10月31日から施行する。